

2017年12月1日

日本発育発達学会 会員各位

日本発育発達学会第6期理事選挙について

第6期選挙管理委員長 鈴木 和弘

冬本番を迎える季節となって参りました。日本発育発達学会会員諸氏におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、選挙管理委員会では現在、第6期理事選挙の準備を進めております。この理事選挙は、多数の会員の皆様からの投票が最も重要であり、学会の健全な運営を行う上で欠かすことができないものであります。しかしながら、これまでの理事選挙では会員諸氏の投票率は決して高いとは言えませんでした。また、会員数も1000名を超え全会員による互選制度の限界が指摘されてきました。そこで、前回の理事選挙終了の直後より、理事選出の方法を見直してまいりましたが、改定案が前回の岐阜大学で行われた学会総会にて了承されました。

今回の理事選出における改定のおもなポイントは下記の通りであります。

1. 「理事は会員の5名連記の投票により決定する」を「理事は会員の3名連記の投票により決定する」との改定を行ったこと（日本発育発達学会会則 第4章 役員、第11条（3）の改定）。
2. 理事選挙（互選）において候補者となることができる会員（被選挙人有資格者）の条件を以下のように改正しました。具体的には今回の理事選挙に関しては次のようになります。
  - 1) 2014年度以前から会員となっている方で、2016年度会費までを完納している会員
  - 2) 2014年度以降、研究発表を一度でも行った会員（共演者も含みます）
  - 3) 2012年度以降、学会誌に論文を一度でも投稿した会員（共著者も含みます。論文の採択・不採択に関わらず。また、依頼のあった総説論文等の著者も含みます。）
  - 4) 本学会発足後、学会理事を経験したことのある会員

以上が第6期日本発育発達学会理事選挙のおもな改定点です。

選挙権を有する会員の皆様におかれましては、棄権することなく、投票して頂ければ幸いです。どうかよろしくごお願い申し上げます。